

介護職種の監理団体の許可基準の改正について

「本邦の営利を目的としない法人」に社会福祉連携推進法人を位置付けるもの

介護職種の監理団体の許可基準（本邦の営利を目的としない法人）改正について

概要：令和2年6月に社会福祉法が改正され、今後新たに「社会福祉連携推進法人」の設立が認可される予定。同法人を「本邦の営利を目的としない法人」とするため、介護職種の監理団体の許可基準（告示※）を改正するもの。

※介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年厚生労働省告示第320号）

監理団体の許可基準（技能実習法第25条第1項第1号）

本邦の営利を目的としない法人であって 主務省令で定めるものであること

（則第29条第2項）

「法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第25条第1項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。」

参考：「法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業」
農業、自動車整備、漁業、**介護**、建設

介護職種の監理団体の許可基準

介護職種に係る「本邦の営利を目的としない法人」は、次のいずれかに該当する法人（許可基準告示第4条に規定）

- ①商工会議所
- ②商工会
- ③中小企業団体
- ④職業訓練法人
- ⑤公益社団法人
- ⑥公益財団法人
- ⑦当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。

⑧社会福祉連携推進法人【追加】

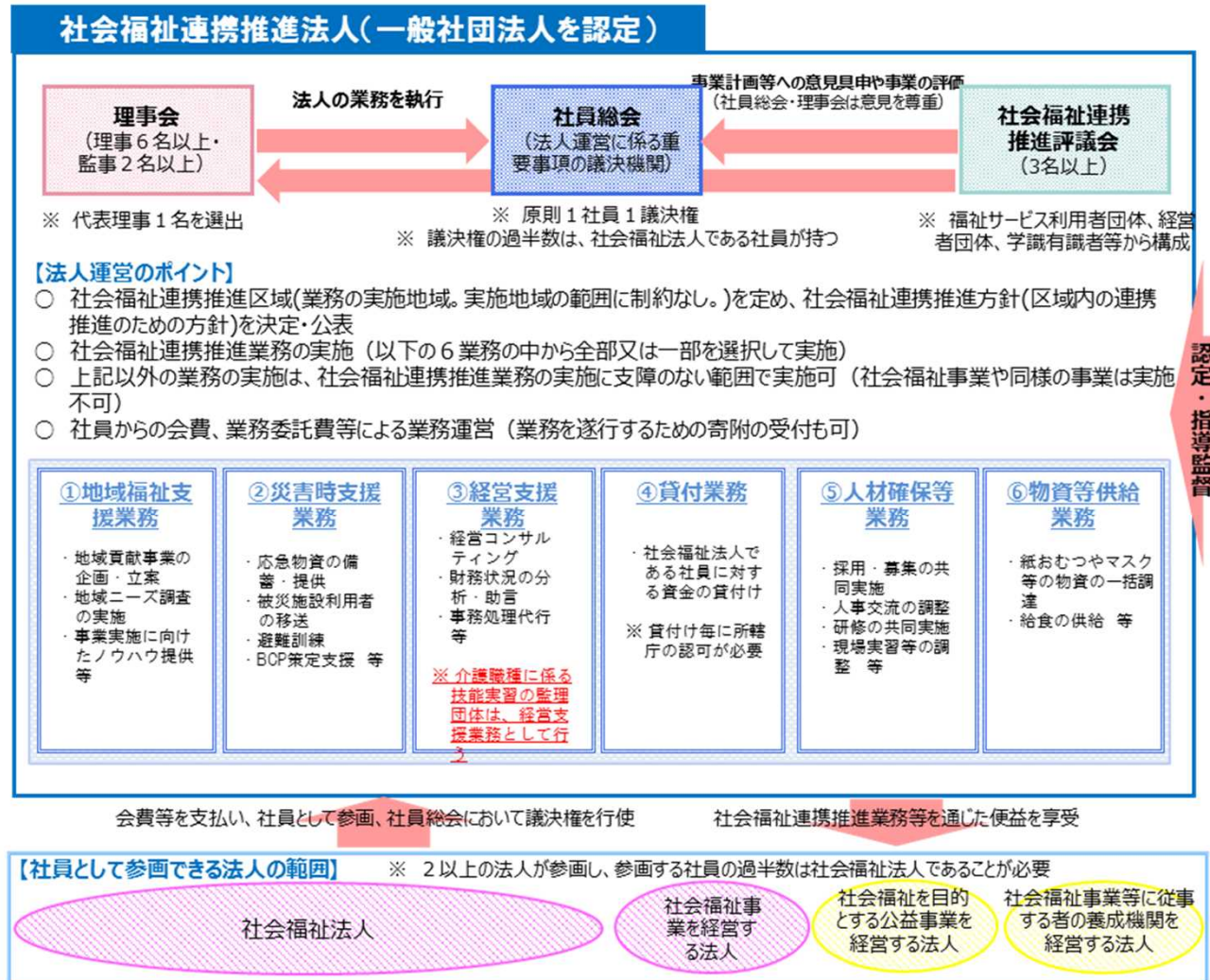
参考：①から⑥までは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第29条第1項第1号から第4号まで、第7号又は第8号に規定する法人

社会福祉連携推進法人について①

概要：社会福祉連携推進法人は、令和2年改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を行う新たな法人制度として創設され、令和4年6月11日までに施行することとされている。（社会福祉連携推進法人の認定は施行日以降となるため、監理団体の許可について、労働政策審議会の意見を聴くのも施行日以降となる）

社会福祉連携推進法人の概要

- 社会福祉連携推進法人は、**①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進**し、**②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供する**とともに、**③社会福祉法人の経営基盤の強化に資する**ことを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 少子高齢化の進行等により、地域の福祉ニーズが変化していく中、社会福祉連携推進法人の業務を通じて、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、**地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出**や、**福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備**、**物資調達効率化**など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進されていくことが期待される。



所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)、認定・指導監督

社会福祉連携推進法人について②

概要：社会福祉連携推進法人は、非営利性を有し、監理事業を行う適格性を有している。

社会福祉連携推進法人の非営利性

- 社会福祉連携推進法人は、
 - ① 認定取り消しや清算の際の残余財産は、国、地方公共団体、社会福祉連携推進法人又は社会福祉法人に贈与又は帰属され、社員や役員等に配分されない（社会福祉法第127条第5号ル及びヲ）
 - ② 社員や役員等への特別の利益供与を禁止している（社会福祉法第132条第2項）
- ことから、非営利性が認められる法人である。

社会福祉連携推進法人における監理事業の位置づけ

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法第125条第3号において、「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」が社会福祉連携推進業務となっている。
- 社員は当該法人の経営（事業の遂行）の一環として技能実習を実施するのであり、当該技能実習を適切に実施するために社会福祉連携推進法人が監理団体となって監理することは、社員の経営ノウハウに関する支援であると言えることから、社会福祉連携推進法人が監理団体として監理事業を行うことは、当該業務に含まれる。

（参考）社会福祉法第125条第3号

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一・二（略）

三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

四～六（略）

監理団体の許可等の状況（介護職種関係）

監理団体許可（令和3年7月2日現在）

申請件数	許可件数
3,708件（うち介護職種1,082件）	3,351件（うち介護職種1,032件）（※3） うち一般監理事業（※1） 1,701件 うち特定監理事業（※2） 1,650件

- （※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※3）介護職種の介護作業を行える優良要件に適合した一般監理団体はうち3件。

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行
う事業をいう。以下同じ。）

2（略）

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一 本邦の営利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものであること。

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。第四十条第一項第四号及び第四十三条において同じ。）を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

五 監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

イ 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとする。

ロ 監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であつて主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとする。

六 外国の送出国から団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出国との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

2・3（略）

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）

（本邦の営利を目的としない法人）

第二十九条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）
 - 二 商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）
 - 三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）
（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）
 - 四 職業訓練法人
 - 五 農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であって農業を営む場合に限る。）
 - 六 漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であって漁業を営む場合に限る。）
 - 七 公益社団法人
 - 八 公益財団法人
 - 九 前各号に掲げる法人以外の法人であって、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

○介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年厚生労働省告示第三百二十号）

（本邦の営利を目的としない法人）

第四条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- 一 規則第二十九条第一項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に規定する法人であること。
- 二 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。